

と畜場疾病まん延防止緊急対策事業実施要綱

令和元年7月30日付け元農畜機第2771号

平成30年9月、我が国において、26年ぶりに豚コレラが発生し、岐阜県、愛知県の養豚農場において断続的に発生が確認されている。

発生農場における疫学調査では、豚コレラの侵入要因として、人や車両による機械的伝播が可能性として挙げられており、このような中、様々な養豚農場から豚が出荷され、多様な関係者が集まると畜場については、交差汚染による病原体の拡散の場となることが懸念される。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、飼養豚等に豚コレラの感染が確認された地域の食肉処理施設における衛生管理の改善のための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって、食肉流通における豚コレラのまん延防止と畜産の安定的発展に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、次に掲げるいずれかであることとする。

- 1 農業協同組合
- 2 農業協同組合連合会
- 3 中小企業等協同組合
- 4 協業組合であつて、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条に規定する中小企業者のみを組合員とし

ているもの

- 5 一般社団法人又は一般財団法人
- 6 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの。

第2 事業の内容

この事業は、事業実施主体において、と畜場における交差汚染を防止するため、高度な衛生管理体制を構築するための施設、機械及び器具（以下「施設等」という。）の整備を支援する事業とする。

第3 事業の要件等

事業実施主体は、飼養豚等において豚コレラが平成30年度以降発生した都道府県に所在し、豚等をと畜対象とすると畜場の開設者又は運営者であること。

第4 補助対象施設等

この事業の補助対象施設等及び整備基準は、別表1に掲げるとおりとする。

第5 補助対象経費等

この事業の補助対象経費及び補助率は、別表2に掲げるとおりとする。

第6 事業の実施

1 事業実施計画

(1) 事業実施計画の作成

ア 事業実施主体は、この事業の実施に当たっては、別紙様式第1号のと畜場疾病まん延防止緊急対策事業実施計画承認申請書を作成の上、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出し、その承認を受けるもの

とする。

この場合において、事業実施主体は、あらかじめ当該事業実施計画を都道府県知事に協議するものとする。

イ 都道府県知事は、アの協議を受けた場合には速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課長に意見を求めるものとする。

(2) 事業実施計画の変更

事業実施主体は、事業実施計画が承認された後、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号のと畜場疾病まん延防止緊急対策事業実施計画変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。この場合には、(1)の規定を準用する。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30パーセントを超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

エ 設置場所の変更

2 事業実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度とする。

3 留意事項

事業実施主体は、この事業の実施に当たり、次の(1)及び(2)の事項に留意するものとする。

(1) 施設等の運営及び管理に当たる専従責任者を設置すること。

(2) 施設等の運営について適正な業務執行体制の整備を図ること。

4 事業の推進指導等

(1) 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係機関、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

(2) 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び監督を行うものとする。

第7 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に定めるところにより、

事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第8 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第3号のと畜場疾病まん延防止緊急対策事業補助金交付申請書(以下「補助金交付申請書」という。)を作成し、理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第4号のと畜場疾病まん延防止緊急対策事業補助金変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (4) 設置場所の変更

3 事業遂行状況等の報告

(1) 事業遂行状況の報告

事業実施主体は、この事業の遂行状況に関し、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、別紙様式第5号のと畜場疾病まん延防止緊急対策事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに理事長に提出するものとする。ただし、4の規定による別紙様式第6号のと畜場疾病まん延防止緊急対策事業概算払請求書(以下「概算払請求書」という。)をもってこれに代えることができるものとする。

- (2) 12月31日までに事業が完了するとき又は補助金の交付決定があった日が12月31日以降のときは、(1)の定めにかかわらず、事業実施主体は、5の規定による別紙様式第7号のと畜場疾病まん延防止緊急対策事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)の提出をもって事業遂行状況の報告に代えること

ができるものとする。

(3) 事業不完了等の報告

事業実施主体は、事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けるものとする。

4 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、出来高に応じて、補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、概算払請求書を作成し、理事長に提出するものとする。

5 実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに実績報告書を作成し、理事長及び都道府県知事に報告するものとする。

6 消費税及び地方消費税の取扱い

(1) 事業実施主体は、機構に対して1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 事業実施主体は、(1)のただし書により申請をした場合において、5に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補

助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(3) 事業実施主体は、(1)のただし書により申請をした場合において、5に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第8号のと畜場疾病まん延防止緊急対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 施設等の管理運営

事業実施主体は、管理運営規程を定めることにより、この事業によって整備された施設等を事業実施計画に従って適正に管理運営するものとする。

第10 報告

事業実施主体は、この事業によって整備が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、毎年度、別紙様式第9号のと畜場疾病まん延防止緊急対策事業運営状況報告書を作成し、6月30日までに都道府県知事及び理事長に報告するものとする。

第11 提出書類の都道府県の経由

この要綱の規定により、事業実施主体が、理事長に提出する書類は都道府県知事を経由するものとする。

第12 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理については他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定める処分制限期間をいう。）を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。
- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則（令和元年7月30日付け元農畜機第2771号）

- 1 この要綱は、令和元年7月30日から施行する。

別表 1

補助対象施設等	整備基準
<p>次の(1)から(4)までのいずれかであること。</p> <p>(1) 車両洗浄消毒施設</p> <p>(2) 更衣室及びシャワー室</p> <p>(3) 野生動物侵入防止柵</p> <p>(4) その他理事長が特に必要と認める施設等</p> <p>(5) (1)から(4)までの設置に係る付属機械、器具</p>	<p>肉畜、食肉等を運搬する車両を容易に洗浄又は消毒するのに必要な適度の面積及び設備を有すること。</p> <p>肉畜、食肉等の積み下ろし作業を行う者が使用する更衣室及びシャワー室であり、更衣及びシャワー前後で作業者の動線が交差せず、衣服等が接触しない構造であること。</p> <p>野生いのししの侵入を防ぐことができる構造であること。</p> <p>各施設の設置に必要なものであること。</p>

別表 2

補助対象経費	補助率
<p>(1) 工事費</p> <p>ア 建設工事費</p> <p>イ 製造請負工事費</p> <p>ウ 機械器具費</p> <p>(2) 実施設計費</p> <p>(3) 工事雑費</p> <p>(4) その他理事長が特に必要と認める経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>

別紙様式第1号

令和 年度と畜場疾病まん延防止緊急対策事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度において、下記のとおりと畜場疾病まん延防止緊急対策事業を実施したいので、と畜場疾病まん延防止緊急対策事業実施要綱第6の1の規定に基づき申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の概要

事業実施主体名	施設の名称	施設の所在地	敷地面積	用地取得方法	工事着工及び 竣工予定年月日	備考
			m ²			

注 用地の確保が使用収益権による場合は、用地取得方法欄に内容及びその期間を記載すること。

3 事業実施主体の概要

事業実施主体名	所在地	資本構成・比率	事業内容	沿革	役員及び氏名	その他参考事項
		(%)				

注 事業実施主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。

4 事業の内容及び経費

既施設の概況			設置しようとする施設等の内容				単価	事業費	資金調達計画		
種類	面積又は 台数	構造（能力）	補助 区分	種類	面積又は 台数	構造（能力）			機構補助金	県（都道 府）費	その他
	m ² （台）		補助 対象		m ² （台）	施設ごとに詳しく	円	円	円	円	円
計①											
消費税額②											
小計③											
			補助 対象 外								
計④											
消費税額⑤											
小計⑥											
総事業費（①+④）											
消費税額（②+⑤）											
合計（③+⑥）											

注1 種類欄は、実施要綱別表1に定める補助対象施設等の種類を明らかにすること。

2 総事業費には、補助対象経費のほか、本事業の目的を達成するために必要となる国等の事業や自己負担で整備する施設等の経費（工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む）、実施設計費及び工事雑費等）を含むものとし、これを補助対象外の欄に記載すること。

3 実施要綱別表1の（4）の施設等を設置しようとする場合は、別紙様式1-1を併せて提出すること。

5 施設の能力（1日当たり）

区分	と畜解体頭数	冷却冷蔵頭数等			部肉加工頭数等			汚水処理
		枝肉	部分肉量	内臓他	枝肉	部分肉量	スライス肉量	
	頭	頭	頭 (トン)	頭 (トン)	頭	頭 (トン)	頭 (トン)	トン
牛								
豚								
その他								
計（肥育豚換算）								

注 肥育豚換算については、肥育豚1頭を基準として牛及び馬1頭につき 4.0頭、豚、めん羊及び山羊1頭につき1.0頭の換算係数により算定すること。以下同じ。

6 施設設置に伴う取扱計画

区分		年間処理 頭数	冷却冷蔵頭数等			冷凍保管 庫	部分肉加工頭数等			輸送頭数等	
			枝肉 頭	部分肉量 kg	内臓他 kg		枝肉 頭	部分肉量 kg	スライス肉量 kg	枝肉 頭	部分肉量 kg
初年度 (年度)	牛 豚 その他 計(肥育豚換算)	頭	頭	kg	kg	kg	頭	kg	kg	頭	kg
2年度 (年度)	牛 豚 その他 計(肥育豚換算)										
3年度 (年度)	牛 豚 その他 計(肥育豚換算)										
4年度 (年度)	牛 豚 その他 計(肥育豚換算)										
5年度 (年度)	牛 豚 その他 計(肥育豚換算)										

注 初年度欄には、事業実施年度の翌年度の数値を記入すること。

7 添付書類

- (1) 実施要綱第6の1の(1)のアの都道府県知事との協議に基づく同意書
- (2) 当該施設等の設計図(平面図及び立体図)及び用地内における建物(施設別)等の配置図
- (3) (2)の設計図の作成が困難な施設等あつては、その構造、内容等が詳細に記されたパンフレット等
- (4) 定款
- (5) 最近時点の事業(業務)報告書及び事業(業務)計画書

様式1-1

令和 年度と畜場疾病まん延防止緊急対策事業における別表1の(4)
に係る施設等整備理由書

事業実施主体名

標記について、下記の施設等を整備したいので、報告します。

記

1 施設等名称	
2 構造(能力)等	
3 事業費	円(税抜)
4 当該施設等の整備が特に 必要な理由	
7 都道府県 所見	
8 備考	

注 7については、実施要綱第6の1の(1)のアに基づく都道府県知事協議の際に
所見を得ること。

別紙様式第2号

令和 年度と畜場疾病まん延防止緊急対策事業実施計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で承認のあった実施計画について、下記の事由により変更したいので承認されたく、と畜場疾病まん延防止緊急対策事業事業実施要綱第6の1の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 添付書類

(注) 別紙様式第1号の記の様式によるものとし、変更に係る部分については、変更前を括弧書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度と畜場疾病まん延防止緊急対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度において、下記のとおりと畜場疾病まん延防止緊急対策事業を実施したいので、と畜場疾病まん延防止緊急対策事業実施要綱第8の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業内容及び経費の配分

既施設の概況			設置しようとする施設等の内容				単価	事業費	資金調達計画			工事期間
種類	面積又は 台数	構造（能 力）	補助 区分	種類	面積又は 台数	構造（能 力）			機構 補助金	県（都道 府）費	その他	着工及び 竣工年月日
	m ² （台）		補助 対象		m ² （台）	（施設等ごとに詳し く）	円	円	円	円	円	（予定日）
				計①								
				消費税額②								
				小計③								
			補助 対象 外									
				計④								
				消費税額⑤								
				小計⑥								
				総事業費（①+④）								
				消費税額（②+⑤）								
				合計（③+⑥）								

注1 種類欄は、実施要綱別表1に定める補助対象施設等の種類を明らかにすること。

2 当該年度分のみ記載のこと。

3 総事業費には、補助対象経費のほか、本事業の目的を達成するために必要となる国等の事業や自己負担で整備する施設等の経費（工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費等）を含むものとし、これを補助対象外の欄に記載すること。

3 収支予算

(1) 収入の部

区分	今年度予算額	前年度予算額	差引増減		備考
			増	減	
機構補助金 県（都道府）補助金 事業実施主体 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

今年度予算額	前年度予算額	差引増減		備考
		増	減	
円	円	円	円	

4 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 設置しようとする施設等の管理運営規程

(2) 当該施設等の実施設計書又は個々の内容を記した見積書

別紙様式第4号

令和 年度と畜場疾病まん延防止緊急対策事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあったと畜場疾病まん延防止緊急対策事業の実施について、下記の事由により事業（内容及び経費の配分）を変更したいので承認されたく、と畜場疾病まん延防止緊急対策事業実施要綱第8の2の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 添付書類

(注) 別紙様式第3号の記の様式によるものとし、変更に係る部分については、変更前を括弧書きで記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度と畜場疾病まん延防止緊急対策事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあったと畜場疾病まん延防止緊急対策事業の実施について、と畜場疾病まん延防止緊急対策事業実施要綱第8の3の規定に基づき関係書類を添えて報告します。

記

交付決定額等		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			事業完了 予定年月日
総事業費 (A)	交付 決定額	総事業費見込 額又は契約額 (B)	見込比較 (B/A×100)	遂行状況	
円	円	円	%	入札実施日 年 月 日 契約日 年 月 日	

別紙様式第6号

令和 年度と畜場疾病まん延防止緊急対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつたと畜場疾病まん延防止緊急対策事業について、下記により金 円を概算払により交付されたく、と畜場疾病まん延防止緊急対策事業実施要綱第8の4の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

(年 月 日現在)

補助事業に 要する経費	うち機構 補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A) - (B+C)		事業完了 予定年月日	備考
		金額	出来高	金額	月 日まで 予定出来高	金額	月 日まで 予定出来高		
円	円	円	%	円	%	円	%		

2 振込先金融機関名等

銀行 支店 預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

別紙様式第7号

令和 年度と畜場疾病まん延防止緊急対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定のあったと畜場疾病まん延防止緊急対策事業について、下記のとおり実施したので、と畜場疾病まん延防止緊急対策事業実施要綱第8の5の規定に基づき実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 補助金交付決定

令和 年 月 日 農畜機第 号

2 事業の目的

3 事業の内容及び経費の配分

既施設の概況			設置した施設等の内容				単価	事業費	資金調達計画		
種類	面積又は 台数	構造（能力）	補助 区分	種類	面積又は 台数	構造（能力）			機構補助金	県（都道 府）費	その他
	m ² （台）		補助 対象		m ² （台）	（施設ごとに詳しく）	円	円	円	円	円
計①											
消費税額②											
小計③											
			補助 対象 外								
計④											
消費税額⑤											
小計⑥											
総事業費（①+④）											
消費税額（②+⑤）											
合計（③+⑥）											

- 注1 種類欄は、実施要綱別表1に定める補助対象施設等の種類を明らかにすること。
- 2 当該年度分のみ記載のこと。
- 3 総事業費には、補助対象経費のほか、本事業の目的を達成するために必要となる国等の事業や自己負担で整備する施設等の経費（工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費等）を含むものとし、これを補助対象外の欄に記載すること。

4 収支精算

(1) 収入の部

区分	精算額	今年度予算額	差引増減		備考
			増	減	
機構補助金 県（都道府）補助金 事業実施主体 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

精算額	今年度予算額	差引増減		備考
		増	減	
円	円	円	円	

5 事業完了年月日

令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

銀行 支店 預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

7 添付書類

(1) 設置した施設等の管理運営規程

(2) 当該施設等の出来高設計書（設計を伴わない機械施設等の整備の場合は、当該機械施設等の請求書若しくは領収書及び設置が確認できる

写真等)

(3) 様式7-1 竣工検査調書

(4) 事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年7月15日法律第229号）に基づく転用の許可等を必要としたときは、当該許認可等を得たことを証する書類（写し）

様式7-1

令和 年度と畜場疾病まん延防止緊急対策事業竣工検査調書

下記工事について竣工検査を完了しましたので報告します。

令和 年 月 日

(事業実施主体)

検査員所属・職・氏名 印

立会者所属・職・氏名 印

記

1 工事名称	
2 工事場所・施設等	
3 工期	着工 令和 年 月 日～ 竣工 令和 年 月 日
4 事業費	円 (税込)
5 請負者の住所及び氏名	
6 検査年月日	令和 年 月 日
7 検査所見	
8 備考	

注：請負者からの完了届の写しを添付すること。

上記のとおり事業が完了したことを確認しました。

令和 年 月 日

(都道府県職員)

所属・職・氏名 印

別紙様式第8号

令和 年度と畜場疾病まん延防止緊急対策事業に係る仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつたと畜場疾病まん延防止緊急対策事業補助金について、と畜場疾病まん延防止緊急対策事業実施要綱第8の6の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を

添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙様式第9号

令和 年度と畜場疾病まん延防止緊急対策事業運営状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度に実施したと畜場疾病まん延防止緊急対策事業における令和 年度の運営状況について、と畜場疾病まん延防止緊急対策事業実施要綱第10の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事業実施主体の運営状況

区分		と畜解体頭数	輸送頭数等	
			枝肉	部分肉量
豚	実績 計画	頭	頭	kg
牛	実績 計画			
その他	実績 計画			
計 (肥育豚 換算)	実績 計画			
稼働日数： 日				

注 肥育豚換算については、肥育豚1頭を基準として牛及び馬1頭につき4.0頭、豚、めん羊及び山羊1頭につき1.0頭の換算係数により算定すること。

2 施設等の管理状況

補助対象施設等	管理状況	備考

注1 補助対象施設等欄は、実施要綱別表1に定める補助対象施設等ごとに、設置した施設等名称を記入すること。

2 管理状況欄は、車両洗浄消毒施設、更衣室及びシャワー室の利用状況及び野生動物進入防止柵の設置状態点検状況等を記入すること。

3 野生動物進入防止柵については、柵に破損等が発生していないかを定期的に点検し、管理状況欄に点検日を記入すること。